# TAKUHI. 宿泊約款

2018 年 7 月 23 日制定
2026 年 3 月 1 日改定

(適用範囲)
第 1 条 当宿が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、 法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当宿が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)
第 2 条　当宿に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿に申し出ていただきます。
(1)宿泊者名
(2)宿泊期間及び到着予定時刻
(3)宿泊料金（原則として第 2 項による料金）
(4)その他当宿が必要と認める事項
2. 宿泊料金は予約時に提示する料金とします。
3. その他当宿が必要と認める事項として、宿泊客が宿泊中に第 1 項第 2 号の宿泊期間を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿に当該継続期間にかかる予約がなく宿泊関連準備対応が可能な場合にのみ、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理し、追加宿泊料金を申し受けます。

(宿泊契約の成立等)
第 3 条　宿泊契約は、当宿が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当宿が指定する日までに、当宿指定の方法でお支払いいただきます。
3. 宿泊料金は、宿泊客が最終的に支払う宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、 残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の宿泊料金を同項の規定により当宿が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、宿泊料金の支払期日を指定するに当たり、当宿がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)
第 4 条　前条第 2 項の規定にかかわらず、当宿は契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

（施設における感染防止対策への協力の求め）
第 4 条の 2　当宿は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)
第 5 条　当宿は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当宿が旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
(1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
(2)満室(員)により客室の余裕がないとき。
(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
(4)宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ　暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるときハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
ハ　法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(5)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(6)宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。。
(7)宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
(8)宿泊しようとする者が、当ホテル(館)に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅

館業法施行規則第５条の６で定めるものを繰り返したとき。
(9)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(10)島根県旅館業法施行条例第６条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊契約締結の拒否の説明)
第５条の２ 宿泊しようとする者は、当宿に対し、当宿が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)
第６条 宿泊客は当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当宿は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第３条第２項の規定により当宿が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表 1 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当宿は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後８時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を３時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
4. 宿泊日数を短縮する申込みがあった場合は、当宿がこれを承諾したとしても、違約金を収受いたします。この場合において、違約金比率は、別表１に基づき、当該短縮の申込みがあった日から宿泊１日目（当初の宿泊契約の初日を指します。）までの日数に応じて決定され、短縮日数に応じた宿泊料金に当該違約金比率を乗じたもの（短縮日数に応じた宿泊料金×違約金比率）を違約金とさせていただきます。
5. 第一項による申し出の理由が、宿泊当日の船舶等の交通機関の欠航や遅延、ストライキ等の天災等不可抗力に起因する事由によるものであれば、この限りではありません。

別表１【解除日ごとの違約金】

| 不泊 | 当日 | 前日まで | ３日前まで | ４日前まで | ５日前まで |
|---|---|---|---|---|---|
| 100% | 100% | 50% | 20% | 10% | なし |

(当宿の契約解除権)
第７条　当宿は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
(1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
(2)宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
(3)宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
(4)宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は第 8 条第 2 項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。
(6)宿泊客が、当宿に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則 5 条の 6 で定めるものを繰り返したとき。
(7)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(8)島根県旅館業法施行条例第 6 条の規定する場合に該当するとき。
(9)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
2. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊契約解除の説明)
第 7 条の 2 宿泊客は、当宿に対し、当宿が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊の登録)
第 8 条 宿泊客は宿泊日当日までに指定の方法で、次の事項を登録していただきます。
(1)宿泊客全員の氏名、住所及び連絡先
(2)日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号
(3)その他当宿が必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、第 2 条の宿泊契約の申込み時にそれの方法を呈示していただき、利用の可否は当宿が判断します。

(客室の使用時間)
第 9 条 宿泊客が当宿の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当宿は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあ

ります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
(1)超過 1 時間までは、宿泊人数にかかる 1 泊 2 日宿泊料金の 3 分の 1
(2)超過 2 時間までは、宿泊人数にかかる 1 泊 2 日宿泊料金の 2 分の 1
(3)超過 3 時間以上は、宿泊人数にかかる 1 泊 2 日宿泊料金の全額
3. 前項の室料相当額は、第 2 条第 2 項による宿泊料金の 70%とします。

(利用規則の遵守)
第 10 条 宿泊客は、当宿内においては、当宿が定めて宿内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)
第 11 条 当宿の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
イ 門限(正面玄関):なし
ロ 施設:24 時間
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)
第 12 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等は、第 2 条第 2 項に掲げるところによります。
2. 宿泊料金は、原則としてご予約時のクレジットカードによる事前決済といたします。決済が未完了の場合は、当宿が指定する方法により、チェックインの 5 日前までにお支払いください。
3. 当宿が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当宿の責任)
第 13 条 当宿は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当宿は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)
第 14 条 当宿は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当宿は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)
第 15 条 当宿では寄託物等の取り扱いは行っておりません。宿泊者が当宿内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)
第 16 条 当宿では宿泊者の手荷物又は携帯品の、宿泊に先立っての受け取り及び保管はできません。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない揚合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管しその後処分します。

(駐車の責任)
第 17 条 宿泊客が当宿の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)
第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊部屋の鍵を紛失あるいは破損した場合は、扉の鍵本体の交換と鍵の発行費用として、33,000 円（税込）を弁償していただきます。

# TAKUHI. 利用規約

2018 年 7 月 23 日制定
2026 年 7 月 1 日時点

**【適用範囲】**

・本規則は当宿をご利用の宿泊客に適用します。但し、本規則に定めのないものは、宿泊約款を適用させて頂きます。

**【宿のご利用時間】**

チェックイン：15:00～（到着する船の時間等によって調整します。最終チェックイン時間は、西ノ島・別府港に到着する最終船到着から 30 分以内）
チェックアウト：10:00
※チェックイン後は当宿への出入りは自由にできます。

**【鍵の受け渡し方法】**

・チェックイン当日に当宿で管理人と合流の上、直接鍵をお渡しいたします。
・チェックアウト時の鍵の返却方法は、鍵の受け渡し時に決定ください。

**【お客様使用可能スペース】**

・建物内１階フロアと屋外スペースをご利用いただけます。
・建物内２階は火災予防および保安の観点から、関係者以外立ち入り禁止区域となっております。立ち入らないで下さい。

**【設備】**

・エアコン完備、Wi-Fi 無料。
・トイレ、お風呂、洗面所、シャンプー、ボディーソープ、タオル、ヘアドライヤー、室内冷凍蔵庫、湯沸しポット等の備え付け物品や消耗品をご利用いただけます。
・洗濯機は屋外の建屋で利用可能、洗濯物干しは室内に完備。

**【BBQ 関係設備】**

・コンロと網、炭、チャッカマン、トング等の基本道具一式はご用意しております。
・別途炭代として１回につき 1,000 円を当日精算させていただきます。
・BBQ は屋外の駐車スペースでお楽しみください。
・建物内での BBQ は禁止です。発覚した場合には建物修繕等の費用を請求いたします。

**【Wi-Fi について】**
Wi-Fi 名：Pr400k-60ed77-1　あるいは　Pr400k-60ed77-2
Wi-Fi パスワード：7f66ca91be448

**【お預かり品、お忘れ物等の取扱いに関して】**
・お忘れ物、拾得物の処置は遺失物法に基づきお取り扱いさせて頂きます。
・お忘れ物の保管期間は発見日を含めて 7 日間とします。但し飲食物や腐敗しやすいものは即日処分します。

**【当宿に関すること】**
・特殊な事情によるチェックアウト後の設備利用については、宿泊約款第 9 条に基づく料金を別途請求いたします。
・施設備え付けの洗濯機は自由にご利用頂けますが、利用後は直ちに洗濯物を取り出し下さい。なお洗濯設備の性能に関するご意見は一切受付けておりません。
・当宿建物内でスーツケースや車椅子を転がして移動するのはご遠慮ください。フローリングに破損が発生した場合には、修繕費用を請求いたします。

**【行動に関して】**
・当宿ご利用のお客様は必ず当宿スタッフの指示に従って行動して下さい。承諾頂けない場合は退館頂く場合がございます。
・当宿の入退出は当宿とご契約頂いたお客様のみ可能となります。
・当宿は全館禁煙とさせて頂きます。喫煙される場合は必ず所定の屋外喫煙所をご利用下さい。
・当宿で発生したゴミ類は、当宿の分別に従ってお捨て下さい。
・当宿で飲酒をされた方は自動車・自転車等の運転を行うことはできません。
・当宿に危険物や法律により禁じられたものを持ち込むことはできません。
・当宿に門限や消灯時間はございませんが、他のお客様や近隣住人の迷惑にならないよう節度を持った行動を心掛けて下さい。

**【責任に関して】**
・当宿利用者間に発生したトラブルは一切責任を負いません。必ず当事者間にて解決して下さい。

**【宿泊客以外の立ち入り禁止】**
・当施設は、ご予約いただいた宿泊者様のみが立ち入ることができます。宿泊客以外の知人や友人を館内に立ち入らせることは固くお断りいたします。

・万が一、無断立ち入りが発覚した場合は、実際に宿泊しなかった場合でも、立ち入り人数 1 人につき 1 泊あたり 10,000 円の「追加施設利用料」を請求いたします。

**【パーティー・イベントの禁止】**

・館内および敷地内でのパーティー、宴会、イベントの開催は一切禁止です。イベント用機材、音響機材、大型調理器具等の持ち込みも認めません。

・万が一、パーティーの開催や機材の持ち込みが発覚した場合、または近隣から苦情があった場合は、即時退去（返金なし）とさせていただくとともに、特別清掃および迷惑料として 50,000 円の「追加違約費用」を請求いたします。

・近隣住民や警察への対応が必要となった場合は、その損害実費を別途請求いたします。

**【施設・備品の破損および汚損】**

・館内のすべての設備、家具、備品（障子、襖、床材、壁紙、畳などを含む）を大切に扱ってください。

・万が一、これらを破損、汚損、または紛失された場合は、直ちにホストへ報告してください。

・故意・過失を問わず、破損や落ちない汚れが発生した場合は、修繕・交換にかかる「実費（専門業者による見積額）」に加え、特別対応・手配手数料として 1 回あたり 20,000 円の「追加損害対応費」を請求いたします。

**【営業補償（休業損害）】**

・上記による破損や汚損の程度が大きく、修繕のために次回以降のゲストの受け入れが不可能となった（予約をキャンセルせざるを得なくなった）場合は、修繕期間中に発生した「機会損失分の宿泊料金（予約キャンセル分の実額）」を「追加営業補償金」として全額請求いたします。

**【その他の禁止事項】**

・当宿で賭博、又は風紀を乱すような行為。

・当宿内及び駐車スペースで近隣住民にご迷惑を及ぼすような大声、放歌、または喧騒な行為。

・客室を当宿の許可なしに宿泊以外の目的に使用すること。

・当宿内に以下のものをお持込みになること。

　　イ．犬、猫、小鳥等の動物、ペット全般（但し、盲導犬、介助犬は除く）

　　ロ．発火又は引火しやすい火薬・発揮油類、危険性のある製品、悪臭を発する物

　　ハ．その他法令で所持を禁じられている物等

・当宿の諸設備や諸物品に傷をつけたり破損させる、当宿の許可なく他の場所へ移動させ

る等、現状を変更する行為。又、施設外に持ち出したりする行為。
・当宿内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公にすること。
・その他当宿が不適当と判断する行為。

**【利用規約の変更等】**
・当宿は当宿の裁量により、利用規約を変更することがあります。
・当宿が変更する場合、利用規約を変更する旨及び変更後のルールの内容ならびにその効力発生日以降、随時ホームページに掲載します。
・変更後の利用規約は効力発生日以降に、お客さまが利用規約に基づく当宿のサービスをご利用されたときは、利用規約の変更に同意されたものとみなします。
・利用規約の解釈及び効力は、日本法に準拠します。

【宿泊期間中の緊急連絡先】
東（あずま）：080-5629-7515
アグリおき：08512-3-1020